

厚生労働省

説明資料

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

平成21年5月19日

新型インフルエンザの発生に係る対応について

平成21年5月19日
厚生労働省

1 経緯

- (1) 4月23日、米国疾病管理センター（CDC）は、米国内において豚由来 H1N1 の A 型インフルエンザウイルスの人への感染事例を報告。
4月24日には、WHO がメキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況を公表。
- (2) 日本時間の4月27日23時、WHOにおいて専門家による緊急委員会が開催され、その結果を踏まえて公表されたWHO事務局長のステートメントの中で、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、正式に、フェーズ4宣言。
- (3) 厚生労働省としては、メキシコ、アメリカ、カナダにおいて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したことを、28日朝に宣言。
- (4) 4月30日朝、地域単位の感染が2カ国以上で起きており、大流行直前の兆候があるとして、WHOが警戒水準をフェーズ5に引上げ。
- (5) 5月8日にアメリカから成田空港に到着した乗客について、10日までに4名（当初3名、停留中に1名発症）が新型インフルエンザに感染していることを確認。
- (6) 5月13日、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告を踏まえ、停留期間及び健康監視等の期間を変更（10日間から7日間に短縮）。
- (7) 5月16日、兵庫県神戸市において国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認。
- (8) 5月19日の昼の時点で、兵庫県において103名、大阪府において66名の計169名の新型インフルエンザ患者が判明。

2 厚生労働省における対応

厚生労働省における初動対応としては、4月23日の米国 CDC の報告を受け、4月24日、省内の健康危機管理調整会議で情報共有を行い、さらに4月24日の WHO の報告を受け、4月25日に情報の収集と都道府県等や医療関係者に対する情報提供、流行地に渡航される方々への注意喚起、流行地からの帰国される方への対応、電話相談窓口の設置等の対応を実施。また、4月26日にメキシコ直行便に対する検疫の強化を通知。

現在、感染症法や検疫法に基づき、新型インフルエンザのまん延防止のため必要な措置を講じており、「新型インフルエンザ対策行動計画」等に則って、関係省庁と密接に連携しながら、国民の生命と健康を守るため、万全の対策を講じていく所存。

- **感染拡大の防止**
 - ・ 積極的疫学調査により、患者やその濃厚接触者を確定し、入院措置や外出自粛の要請を徹底。
 - ・ 手洗いや咳エチケットの徹底、人混みを避けるといった個人でできる感染防止策の徹底を要請。
 - ・ 感染が疑われる方については、医療機関を受診する前に、保健所等に設置されている発熱相談センターに電話することを要請。
- **国民等に対する相談体制**
 - ・ 各地方公共団体でも、保健所等において相談窓口を設置。
〔5月18日時点で、発熱相談センターも含めた相談対応窓口は719カ所設置。〕
 - ・ 厚生労働省内にコールセンターを設置し、相談に対応。
〔4月25日～5月18日で、合計11,342人からの相談に対応。〕
- **医療体制の整備**
 - ・ 発熱相談センターと発熱外来など医療体制の確保を引き続き推進。
〔発熱外来：5月5日時点で、全都道府県で対応済み。〕
〔発熱相談センター：5月5日時点で、全都道府県で設置済み。〕
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の速やかな供給体制の整備。
〔平成19年度末までに約23%分の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を終了。〕
〔一方で、諸外国の状況や最新の知見等を考慮し、備蓄目標量を国民の45%分として、段階的に引き上げることとし、現時点では、タミフル約3,400万人分、リレンザ約400万人分を備蓄。〕
 - ・ パンデミックワクチンの製造の取組み。
 - ・ 国立感染症研究所において開発したPCR法の検査試薬の配布等により、原則地方衛生研究所で確定診断が行える体制を整備。
- **水際対策の継続**
 - ・ 検疫法による強制措置の実施や、検疫所と各地保健所の連携による徹底した健康監視を実施。
 - ・ 検疫において5月10日までに新型インフルエンザへの感染が確認された4名の患者は治療、隔離を実施。うち3名については17日までに隔離解除。患者と濃厚に接触した方に対し行われていた宿泊施設での停留は16日までに全員解除。その他の同乗者についても健康監視を終了。
- **ウイルスに関する情報収集**
 - ・ ウイルスの感染力、毒性等の性質について、特に、感染国の状況に関する調査に係る情報の入手、国立感染症研究所等を通じた専門家ネットワークを活用した情報収集等により、全力を挙げて情報収集中。
- **情報提供**
 - ・ 今後とも、適時適切に情報提供。
 - ・ 正確な情報に基づき、冷静に対応していただくことが最も大切。

新型インフルエンザ患者発生状況について

厚生労働省
平成21年5月19日12時現在

(1) 検疫における発生例 検疫における感染確定者数: 4名

○5月8日成田空港着ノースウエスト25便の乗客のうち4名が新型インフルエンザウイルスに感染していることを5月10日までに確認。感染症指定医療機関に隔離入院。

○5月16日に1名、17日に2名隔離解除にて退院。残り1名は再検査中。

(2) 国内発生例 国内発生にかかる感染確定者数: 169名

1) 神戸市

○5月15日、神戸市内の高校生1名について神戸市環境保健研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、疑い患者発生として新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。16日に国立感染症研究所での検査により新型インフルエンザ患者と確定された。

○その後、積極的疫学調査により判明した接触者等について検査を実施したところ、5月19日12時現在64名の患者が確認されている。

2) 兵庫県(神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市を除く)

○5月15日の神戸市内の高校生における疑い患者発生に伴い、兵庫県内の他の高等学校について調査を実施したところ、5月19日12時現在33名の患者が確認されている。

3) 大阪市

○5月16日、高校生1名について大阪市環境科学研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、疑い患者発生として新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。同日、国立感染症研究所での検査により新型インフルエンザ患者と確定された。

○その後、積極的疫学調査により判明した接触者等について検査を実施したところ、5月19日12時現在7名の患者が確認されている。その内1名が中学生であり5月17日に確認された。

4) 高槻市

○5月17日、高校生2名について大阪府立公衆衛生研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、確定患者発生として新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。

○その後、積極的疫学調査により判明した接触者等について検査を実施したところ、5月19日12時現在10名の患者が確認されている。

5) 大阪府(大阪市、堺市、東大阪市、高槻市を除く)

○5月16日、高校生1名について大阪府立公衆衛生研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、疑い患者発生として新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。同日、国立感染症研究所での検査により新型インフルエンザ患者と確定された。

○その後、積極的疫学調査により判明した接触者等について検査を実施したところ、5月19日12時現在49名の患者が確認されている。その内3名が中学生、1名が小学生であり5月18日に確認されている。

6)兵庫県尼崎市

○5月17日、高校生3名について尼崎市立衛生研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、疑い患者発生として新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。5月18日国立感染症研究所での検査により新型インフルエンザ患者と確定された。

○その後、その後、積極的疫学調査により判明した接触者等について検査を実施したところ、5月19日12時現在5名の患者が確認されている。

7)兵庫県姫路市

○5月18日、高校生1名について大阪府立公衆衛生研究所にて新型H1(+)の結果が出たため、確定患者発生として5月19日新型インフルエンザ対策推進本部に連絡があった。



確認事項

平成21年5月16日

新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針(平成21年5月1日新型インフルエンザ対策本部決定)を踏まえ、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

- 一、広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。
 - (一)ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。
 - (二)国内サーベイランスを強化する。
 - (三)問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。
- 二、国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。
 - (一)発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。
 - (二)抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通を確保する。
 - (三)患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対処要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウイルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 三、地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

- (一)積極的疫学調査を徹底する。
- (二)外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。
- (三)事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四)集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五)学校(大学を除く。以下同じ)・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

- (六)事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- 四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。
- 五. ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。
- 六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。
- 七. 必要に応じ、次の措置を講ずる。
- (一)食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
 - (二)社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。
-